資料 2

再生可能エネルギーに関する閣議決定事項一覧 及び 実施状況調査の結果(平成23年7月31日時点)

		再生可能エネルギーに関する閣議決定事項一覧		- 記集小古		資料1との
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁	規制・制度改革の実施状況(H23.7.31時点、H23.9.9公表済)	対応
Ι.	明日の安心と成長のか	とめの緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)				
	環境・エネルギー分野での 制度・規制改革	(イ)新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応 ・工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当	太陽光発電施設の工場での導入促進を図るため、工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当について、年度内に速やかに結論を得る。	経済産業省	工場立地法では、特定工場の新増設の際に一定比率以上の環境施設(緑地を含む)を整備することを求めている。平成22年1月から平成22年3月にかけて開催された産業構造審議会工場立地法検討小委員会で検討した結果、緑地は、アメニティ効果や景観向上効果などの様々な効果を有することから、太陽光発電施設を緑地に加えることは適当ではないものの、緑地以外の環境施設に位置づけることが適当との結論に至った。同小委員会の検討結果を踏まえ、「工場立地法施行規則」(昭和49年3月29日 大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令 第1号)を改正し、太陽光発電施設を緑地以外の環境施設として位置づけた。(平成22年6月30日施行)	資料1-No.1
2	環境エネルギー分野での 制度・規制改革	・ 地熱・工場廃熱の有効活用に向けた規制の見直し	工場等の未利用蒸気を 活用する発電設備について、ボイラー・タービン 主任技術者の選任を不 要とするか否かに関し、 年度内に速やかに結論 を得る。地熱等を活用す るものについても安全性 の技術的検討を年度内 のできるだけ早期に開 始する。		「工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否か」に関しては、発電出力300kW未満かつ最高使用圧力が2メガパスカル未満等の汽力発電設備については、工事計画の届出及びボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするよう、「電気事業法施行規則」(平成七年十月十八日通商産業省令第七十七号)を改正、平成23年3月14日に公布・施行済み。「地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできる限り早期に開始する。」とされた部分については、平成21年度中に技術的検討を開始し、平成22年度に委託調査(「平成23年太陽電池発電設備に係る安全性確認調査」)を実施、その成果を踏まえ現在技術基準等を平成23年度中に改正すべく作業中。	資料1-No.11
Π.	規制・制度改革に係る	対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)				
	入促進に向けた規制の見 直し(小水力発電の導入円	一定規模以下の小水力発電目的での従属発電による水利使用について、従属元の水 利使用の処分権者が都道府県知事である場合、特定水利使用の対象外とする。	平成22年度中措置	国土交通省	「河川法施行令の一部を改正する政令」(平成23年政令第8号)にて実施済み(平成23年3月1日施行)。	
3		慣行水利権に従属する小水力発電に関する水利使用の許可申請手続きについて、① 許可水利権に切り替えた上で、簡素化された申請手続きを行う、②慣行水利権はその ままで、通常の申請手続きを行う、のいずれかとすればよい旨、河川管理者等関係者 へ通知する。	平成22年度中措置	国土交通省	「従属発電等のための水利使用の許可手続について」(平成23年2月25日水政課長及び河川環境課長通知)にて、河川管理者等関係者に周知を実施済み。	資料1-No.21
		水利権の許可に係る標準期間は、行政手続法の施行に伴う通達において、既に国土 交通大臣が行うものにあっては10ヶ月、各地方整備局長が行うものにあっては5ヶ月 を目安とする旨明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、これ までと同様に行政手続法に基づき申請者の求めに応じてその理由を開示する。	平成22年度中措置	国土交通省	「従属発電等のための水利使用の許可手続について」(平成23年2月25日水政課長及び河川環境課長通知)にて、河川管理者等関係者に周知を実施済み。	
4		マイクロ水力発電を設置する際の土地改良区との協議については、当事者である土地改良区と集落等との間で処理されるものである旨、土地改良区へ通知する。	平成22年度中措置	農林水産省	【実施時期前倒し】 IV. 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策を参照(No.18)	資料1-No.22
	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準	を聞きながら検討を行う。	平成22年度中検討	国土交通省	平成22年度中に事業者、学識者より意見を聞き、現在得られている知見の中では現行の評価基準が妥当であるとの結論を得たため、現段階では見直しを行わないこととしたが、引き続き、事業者との間で協議を進めていく予定。	
5	の見直し)	大臣認定に係る標準期間を明示するとともに、当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。	平成22年度中措置	国土交通省	平成23年3月25日に、事務連絡「風力発電機の大臣認定の審査にかかる標準期間について」により、大臣認定に係る標準期間(実績)は約1カ月であること、当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示することを指定性能評価機関に周知したところ。	資料1-No.16

		再生可能エネルギーに関する閣議決定事項一覧				資料1との
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁	規制・制度改革の実施状況(H23.7.31時点、H23.9.9公表済)	対応
6	入促進に向けた規制の見 直し(大規模太陽光発電設	建築基準法における太陽光発電設備に係る屋内的用途の取扱いについて、4m以下で屋内的用途が発生していないものにあっては、建築確認を不要としているところであるが、具体的な取扱いについて検討を行い、その結果を踏まえて、建築主事及び指定確認検査機関等に周知徹底する。	平成22年度中措置		平成23年3月25日に「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」(平成23年3月25日建築指導課長通知。国住指第4936号)を発出し、土地に自立して設置する太陽光発電設備について、架台下の空間を屋内的用途に供しないなど、建築物に該当しないものとして扱う対象の要件等を明確化し建築基準法(以下「法」)第2条第35号に規定する特定行政庁及び法第77条の21に規定する指定確認検査機関に対して周知したところ。	資料1-No.2
		4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討する。		国土交通 省、経済産 業省	【実施時期前倒し】 Ⅲ. 新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策を参照(No.9)	
		温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知する。	平成22年度中検討開 始、結論を得次第措置	環境省	【実施時期前倒し】 Ⅲ. 新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策を参照(No.10)	
7–1	軟化等) 〇地熱発電	掘削の許可にあたって温泉事業者の同意書は許可条件となっていないこと及び、同意書を求める場合には、あくまで行政指導であることを認識した上で、温泉資源の保護等の目的のために有効かつ必要なものかどうかを検証するとともに、都道府県における行政手続に関する条例等に定める行政指導に関する規定を遵守するよう周知する。	平成22年度中措置		閣議決定の内容について、平成22年8月23日に各都道府県あて文書により通知(「温泉法に基づく掘削の許可の申請等に当たり既存源泉の所有者等の同意書を求める方式の取扱いについて」)するとともに、都道府県が出席する会議においても周知しており、措置済みである。	資料1-No.12
		地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知するための調査・検討に着手する。			平成23年6月、地熱発電事業に係る自然環境影響検討会を立ち上げ、調査・検討に着手。	
7-2		自然公園法施行規則第11 条第11 項について、「展望する場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」となる技術的なガイドラインを定める。	平成22年度中措置	環境省	平成23年3月31日、「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を策定し公表。 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13643	資料1-No.17
7-3		再生可能エネルギーの利用促進のため、風力発電及び地熱発電の開発可能地域の ゾーニングについて検討を行い、結論を得る。	平成22年度中検討開 始、結論を得次第措置		平成22年度に再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査を実施して、風力発電及び地熱発電の設置に関連して立地上の制約となる法令に関する情報等を収集し、開発不可地域を除外した「導入ポテンシャル」及び事業採算性を考慮した「シナリオ別導入可能量」を推計した。調査報告書を平成23年4月21日に、その地図情報を「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/rep/)として平成23年5月31日に、それぞれ環境省のウェブサイトに公表した。引き続き、地域における再生可能エネルギーに関する開発事業可能地域のゾーニングに関連する情報の整備・発信を実施する予定。	資料1-No.31
		国立公園については、行政手続法に基づき、風力発電及び地熱発電の許可に係る標準処理期間を明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。	平成22年度中措置		平成22年4月1日の改正自然公園法施行時において通知(「国立公園の許可、届出等の取扱要領」)を発出し周知済みであるが、平成22年10月1日にも再度周知を行った。	
8	入促進に向けた規制の見	CO2排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽電池発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討を速やかに開始し、結論を得る。		経済産業省	【実施時期前倒し】 Ⅲ. 新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策を参照(No.11)	資料1-No.3

		再生可能エネルギーに関する閣議決定事項一覧		-r 6tr (1) -t-		資料1との
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁	規制・制度改革の実施状況(H23.7.31時点、H23.9.9公表済)	対応
ш.	新成長戦略実現に向	けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)				
9	入促進に向けた規制の見	4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度中検討・結 :論、電気事業法令で必 要な安全措置が講じら れていることを条件に平 成22年度中に措置	国土交通省	(経済産業省) 国土交通省において、「建築基準法施行令」を改正し、4mを超える太陽光発電設備については、建築基準法の工作物の対象外となった。それに伴い、「電気設備の技術基準の解釈」の関係部分を改正済み(平成23年7月1日改正、平成23年10月1日から適用)。 (国土交通省) 平成23年10月1日に建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第46号)及び関連の告示を施行し、建築物に該当しない太陽光発電設備については、他法令の規制を受けることをもって建築基準法の規制の対象となる工作物から除くこととしている。(政令は平成23年3月30日公布、告示は平成23年10月1日までに公布予定)	資料1-No.2
		地熱発電を推進するため、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう平成23年度中を目途に通知する。	平成22年度中検討開始・平成23年度中を目途に結論・措置	環境省	平成23年7月、地熱資源開発に係る温泉・地下水への影響検討会を立ち上げ、調査・検討に着手。	資料1-No.12
11	入促進に向けた規制の見	CO2排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽光発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討の結論を平成23年2月中に得る。その後速やかに措置を講じる。	平成23年2月中に結 論、その後速やかに措 置	経済産業省	電気事業法施行規則(平成七年十月十八日通商産業省令第七十七号)を改正し、平成23年6月30日公布、施行。これにより、太陽電池発電設備の一般用電気工作物となる範囲について、「出力20キロワット未満のもの」に拡大した。	資料1-No.3
12	入促進に向けた規制の見	港湾又は海岸保全区域における風力発電開発を推進するため、「港湾の利用・保全に著しく影響を与える」判断基準(港湾法)や海岸保全区域における許可基準(海岸法)の明確化について平成22年度中に結論を得、平成23年度のできるだけ早期に措置を講じる。	論、平成23年度早期に	農林水産省	(農林水産省、国土交通省) 【海岸保全区域における風力発電開発の推進】 海岸保全区域等における風力発電施設の設置に係る許可基準を明確化するため、各都道府県 知事に対し「海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針について(通 知)」(平成23年6月30日付け農林水産省農村振興局長、水産庁長官、国土交通省河川局長、 港湾局長通知)を発出した。 (国土交通省) 【港湾における風力発電開発の推進】 港湾区域等における風力発電施設の設置に係る許可基準を明確化するため、各港湾管理者に 対し「港湾区域等に風力発電施設を設置する場合の占用等の許可基準等の参考指針の通知に ついて」(平成23年6月30日付け国土交通省港湾局長通知)を発出した。	資料1-No.18
13	入促進に向けた規制の見 直し(事業用電気工作物に	電気事業法第48条により、事業用電気工作物の設置または変更の工事であって経済産業省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣に届けなければならない。この規定により500kW以上の太陽光発電設備に関しては工事計画の届出が必要とされているが、工事計画届出・審査等の対象外となる太陽光発電設備の範囲の拡大について、平成22年度中に速やかに安全性の技術的検討を開始する。	平成22年度中に速やか に検討開始		平成22年12月8日に開催した第25回電力安全小委員会において検討を開始し、現在、工事計画届出・審査等の対象外となる太陽光発電設備の範囲の拡大に向けて、安全性についての技術的検討を実施中。	資料1-No.4
14	入促進に向けた規制の見 直し(水力発電設備の一般	技術進歩を踏まえ、経済対策として再生可能エネルギーへの投資を促進する観点から、小型の水力発電設備(600V以下、かつ、ダムを伴わないもの)について、一般用電気工作物の範囲を、最大使用水量1m ³ /s未満という条件を課した上で、出力10kW未満から出力20kW未満に拡大する。		経済産業省	電気事業法施行規則(平成七年十月十八日通商産業省令第七十七号)を改正、平成23年3月 14日に公布・施行。これにより、水力発電設備の一般用電気工作物となる範囲について、「出力 10キロワット未満のもの」から「出力20キロワット未満及び最大使用水量毎秒1立方メートル未 満のもの」に拡大した。	資料1-No.23

		再生可能エネルギーに関する閣議決定事項一覧				資料1との
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期	→ 所管省庁 	規制・制度改革の実施状況(H23.7.31時点、H23.9.9公表済)	対応
15		新エネ設備(太陽光パネル、太陽熱温水器や小型風力発電設備)、省エネ設備(ヒートポンプ、コジェネ施設、燃料電池等)を住宅・ビル等の建築物に設置する場合の建築基準法上の取扱い(容積、高さの不算入対象)について明確化し、平成22年度中に周知する。			(容積率緩和) ・公共団体の許可による容積率の緩和対象として、新エネ、省エネ設備について整理を行うとともに、太陽光パネルの設置された屋外駐車場等が対象となること及び手続きの迅速化について技術的助言を発出した。(建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(平成23年3月25日住宅局市街地建築課長通知))(高さ算定) ・平成23年3月25日に「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」(平成23年3月25日建築指導課長通知。国住指第4936号)を発出し、建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る取扱い等を明確化し建築基準法(以下「法」)第2条第35号に規定する特定行政庁及び法第77条の21に規定する指定確認検査機関に対して周知したところ。	資料1-No.5
16	小型発電機の系統連系に 関する規定の見直し	発生した電力を電力会社へ売電する場合、設置する発電設備容量により低圧連系・高圧連系に分けられているが(50kW未満が低圧(200V)、50kW以上は高圧(6.6kV))、設置する発電設備の容量が基準となるため、所内電力消費などにより実際に電力会社配電線へ流れる電力が50kWを下回る場合にも高圧での連系が要求されてしまい、コスト増に繋がっている。したがって、低圧連系できる電力の大きさの緩和、もしくは電力の大きの基準を設備の容量ではなく、実際に系統に流れる可能性のある最大の電力の大きさを基準とするよう、平成22年度中に必要な措置を講ずる。	その後速やかに措置		「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」の見直しを行うための調査検討委員会を平成22年11月に開催。同委員会における検討に基づき、「ガイドラインの解釈」を平成23年3月に関係者に周知するとともにHPにて公表している。	資料1-No.41
17		木質バイオマスを火力発電所等でボイラー燃料として利用する場合の廃棄物処理法に 基づく規制の在り方について、実態を十分に把握した上で必要に応じ検討を行う。	平成22年度開始		平成22年12月に、木質バイオマスをボイラー燃料として利用している施設を対象として、廃棄物処理法の規制が木質バイオマスの利用に与える支障等の実態調査を実施したところ。その結果、調査時点においては、廃棄物処理法が木質バイオマス利用の支障となっている具体的な事例は確認されなかった。(ほとんどの施設では木質バイオマスを購入しており、それらは廃棄物処理法の規制の対象となっていなかった。)今後、新たに支障となるような事例が発生した場合には、必要に応じて検討を行っていく。	資料1-No.28
IV.	円高・デフレ対応のた	めの緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)				
18		マイクロ水力発電を設置する際の土地改良区との協議については、当事者である土地改良区と集落等との間で処理されるものである旨、土地改良区へ通知する。	平成22年10月中措置		平成22年10月29日付けで地方農政局長に対し「土地改良区が管理する施設に係る水力発電施設の設置の取扱いについて(平成22年10月29日付け22農振第1502号農林水産省農村振興局長通知)」を発出し、当該通知の趣旨を都道府県を通じて、土地改良区に周知したところ。	資料1-No.22
٧.	規制・制度改革に係る	方針(平成23年4月8日 閣議決定)				
19	風力発電機付随設備に係	再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、風力発電機に付随する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物であれば、市街化調整区域における都市計画法に基づく開発許可は不要である旨明確化する。	平成23年度中措置	国土交通省	-	資料1-No.19
20		農業用水の水路など既許可水利権の許可水量の範囲内での従属発電設備の設置に係る水利使用許可については、河川の流量への影響が少ないことから、手続の簡素化や標準処理期間の遵守の徹底等の手続の見直しを図る。		国土交通省	-	資料1-No.24
21	扱いの見直し	ダムを有する大規模水力発電所等と比較して、公衆や第 三者に対するリスクが小さいと考えられる小水力発電所については、一定の条件の下、外部の有資格者をダム水路主任技術者に選任すること(いわゆる派遣)を可能とする。		経済産業省	-	資料1-No.25
22	光発電設備導入に係る取	都市緑地法に基づく緑化地域等において、太陽光発電の導入促進を図るためにも、太陽光発電設備を設置する建築物について市町村の判断で緑化率の義務付けの適用を除外することが可能であることを周知する。		国土交通省	_	資料1-No.6

		再生可能エネルギーに関する閣議決定事項一覧		-r 65 d> -		資料1との
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁	規制・制度改革の実施状況(H23.7.31時点、H23.9.9公表済)	対応
23		既存の都市公園の地下に地域冷暖房施設を設ける場合にあっては、公園管理者(地方公共団体)と協議の上で、立体都市公園制度の活用に伴う当該都市公園の区域の変更により、地上部に煙突や冷却塔を設けることが可能である旨、周知する。	平成23年度中措置	国土交通省	-	資料1-No.47
	下水熱・河川熱等の未利 用エネルギーの活用ルー ルの整備	下水熱、海水熱、地下水熱等を利用した熱供給を行う際に必要となる手続やルールを 明確化・簡素化する。	平成23年度中措置	内閣府、農 林水産省、 経済産業 省、国土交	_	
24		河川水の熱利用のための水利使用許可手続における審査方法等について、上記の結果や民間事業者等からの要望等を踏まえ、見直しを検討し、結論を得る。	平成23年度中検討·結 論	通省、環境 省	_	資料1-No.48
		また、これらの手続やルールの検討に当たっては、関係省庁(国土交通省、環境省、経済産業省、農林水産省)が連携し、事業者の利便性にも配慮したものとする。その際、内閣府がフォローアップ主体となって進捗管理を行う。	平成23年度中措置		-	
25		事業者負担の軽減に向けて、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、自治体の条例に係る報告様式等の整合性が図られるよう、自治体へ働きかけを行う。	平成23年度中措置	経済産業 省、環境省	_	資料1-No.49
26	道路への設置許可対象の 範囲拡大	太陽光発電設備について、道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、道路占用許可対象物件への追加を検討し、結論を得る。	平成23年度中検討·結 論	国土交通省	_	資料1-No.7
	ルギーの選択肢拡大に向	需要家側からの再生可能エネルギーの選択肢の拡大を通じ、再生可能エネルギーの普及を促進し、あわせて、電力市場における公正かつ有効な競争を促進する観点から、経済産業省と公正取引委員会により定められた「適正な電力取引についての指針」における部分供給の概念で、同一敷地内において、一般電気事業者とグリーンPPSの両者を活用したグリーン電力の利用が可能である旨を総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(市場監視小委員会)等において明らかにし、国民に広く周知する。	平成23年度中措置	公正取引委 員会、経済 産業省	_	資料1-No.42
28	低圧託送料金制度の創設		平成23年度中検討・結 論、結論を得次第再生 可能エネルギーの買取 制度の導入と併せて措 置	経済産業省	-	資料1-No.43
29		下水処理場を所有する地方公共団体の公共性の高さ及び省エネ・省CO2化に資する 政策的課題の実現の観点から、製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、 高度な製造技術を要しない下水処理場等で発生のバイオガスについて、建築基準法施 行令の適用除外・技術的指針の明示等により、立地を容易にする方向で検討し、結論 を得た上で、速やかに措置する。		国土交通省	-	資料1-No.29

		再生可能エネルギーに関する閣議決定事項一覧				資料1との
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁	規制・制度改革の実施状況(H23.7.31時点、H23.9.9公表済)	対応
VI.	規制・制度改革に係る	追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)				
		残置森林及び隣接地に係る地権者等の同意は、林地開発許可制度上、必要条件とはなっていないことを改めて周知する。	平成23年度中措置	農林水産省	-	資料1-No.32
		再生可能エネルギー発電設備に係る国有林野の貸付要件のうち、地方自治体の基本構想等への位置付けについては、地方自治体(議会を含む)の「同意」でも可能とする。また、売電先規制については、これまでの一般電気事業者に加え、卸電気事業者、特定電気事業者を追加し、これらの事業者への売電量が発電量の過半を超えるのであれば貸付要件を満たすことを明確化する。	平成23年度中措置	農林水産省	-	
31		可能エネルギーの調達義務が課された場合には、貸付要件に係る売電先に特定規模	全量固定価格買取制度 に係る法案成立後、速 やかに措置		-	資料1-No.32 資料1-No.33 資料1-No.34
		また、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業については、事業終了後の施設の撤去等について、 ・当該事業者が十分確実な履行能力を有すると明確に認められる場合、 又は ・発電事業者と附属のエネルギー供給事業者とが協定を結ぶなどにより、双方が連帯 して責任を負うことが明確である場合 に、貸付対象として認めることを明確化する。	平成23年度中措置		-	
32	国有林野における許可要 件・基準の見直し②	再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業(熱供給や蒸気供給等)に公共性・公益性を認めることも視野に入れつつ、これらの事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう関係省庁間で検討・整理する。	平成23年度中検討·結 論	財務省、農林水産省	-	資料1-No.34
			平成23年度中手法整理、平成24年度以降順次実施	農林水産省	_	
33		再生可能エネルギーの重要性に鑑み、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、保安林の持つ水源涵養や災害防止等の機能にも十分配慮した審査を行うことを前提に、急傾斜地で特に崩壊しやすい箇所等を除くという原則に従い、地域で推進すべき位置付けにある事業を「公益上の理由」による解除として取り扱う。	法制化後、措置		-	資料1-No.35
		再生可能エネルギーの重要性に鑑み、保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の許可要件(保安林内作業許可及び保安林指定解除)について、実情を踏まえつつ、運用に係る留意事項を整理の上、都道府県へ周知する。	平成23年度中検討開始、平成24年度措置	-	_	
		再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを改めて周知する。また、耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、事業主体によらず、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを周知する。	平成23年度中措置	農林水産省	-	資料1-No.36
		再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物等の設置が可能であることを改めて周知する。また、耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、事業主体によらず、送電用電気工作物等の設置が可能であることを周知する。	平成23年度中措置	農林水産省	-	資料1-No.37

		再生可能エネルギーに関する閣議決定事項一覧		二年少亡		資料1との
No.	事項名	規制改革の概要	実施時期	□ 所管省庁 □	規制・制度改革の実施状況(H23.7.31時点、H23.9.9公表済)	対応
36	農用地区域内における開 発に係る取扱いの周知	再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、農用地区域内の耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、農用地区域からの除外手続を経ることにより、再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物等の設置が可能であることを周知する。	平成23年度中措置	農林水産省	-	資料1-No.38
37	農地法面を利活用した太陽光発電設備設置に係る 基準の見直し	農地の有効活用の観点から、畦畔・法面部分における太陽光発電設備の設置に当たっての、農地転用許可の要否に係る判断基準を明確化し、関係者へ周知徹底を行う。	平成23年度中措置	農林水産省	-	資料1-No.8
38	補助金返還等の考え方の確認及び運用実態を踏まえた適切な検討	補助金適正化法を所管する財務省や補助金を所管する省庁の間において、以下の内容について確認する。 (a) 収益納付条件は任意的補助条件であり、補助金適正化法第7条第2項においても「補助金等の交付の目的に反しない場合に限り」納付すべき旨の条件を附することが「できる」とされていること。すなわち、事後的に公益と私益の調整を図る必要がないと考えられる場合、事業の性質によっては収益納付の条件を附す必要がないこと。(b) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産を使用したり、譲渡したり、貸し付けたりする(財産処分する)場合であっても、必ずしも補助金等の返還を必須としているものではないこと。すなわち、(i)各省各庁の長が、補助金等の交付の目的に照らして、国庫納付を求めることなく財産処分の承認をすることができる場合には、その取得財産の処分に伴う収益の国庫納付を求める必要がないことや、(ii)各省各庁の長が定める一定期間を経過した場合であれば、財産処分に伴う収益の国庫納付を求める必要がないこと。また、補助金等の交付の目的に反しない財産処分であれば、同法第22条違反に当たらないため、同条違反として交付決定が取り消されることはなく、補助金等の返還義務も生じないこと。 (c)交付要綱は各省各庁が財務省に協議することなく独自の判断で定めるという原則の下、各省各庁の判断により、補助金等連絡協議会の決定も踏まえつつ、交付要綱に収益納付に係る規定や財産処分に伴う収入の国庫納付条件を設けないことができること。 各省各庁においては、収益納付や返還義務に係る運用実態、例えば、収益納付を求めることによりかえって補助金等の本来の目的の達成を阻害していないかどうか等を把握した上で、上記解釈にのっとって、各省庁が執行している補助金等交付要綱中の収益約によりに対している補助金等交付要綱中の収益が対りが補助金返還等に係る規定の要否を検討し、その結果に基づいて必要な措置をとる。また、省庁横断的に補助金の適正な執行と運用を確保するため、関係省庁間にて、当該検討結果について情報の共有を図る。	平成23年度中措置	財務省及び関係省庁	_	資料1-No.39
	発電水利権許可手続の合 理化	小水力発電が河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、海 外事例等各種データの収集や調査・研究に着手する。	平成23年度中検討開始	国土交通省	_	
		小規模の水力発電のうち、減水区間が生じず、魚類の遡上環境その他の河川環境に 与える影響が想定されないと判断されるものについて、環境調査等は不要であることと し、その旨、周知徹底を行う。	•		_	
39		河川区域内において小水力発電施設を設置する場合について、工作物の新築等の許可に係る審査基準のうち、主に構造上の基準について検討する。	平成23年度中検討開 始、早期に結論		_	── 資料1-No.26
		発電水利権の許可手続における河川影響調査等をめぐるトラブルの未然防止や河川 法の運用・許可手続に対する事業者等の理解を深めるため、国土交通省本省内に相 談窓口を設置する。	平成23年度中措置		_	
40		周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既設設備を利用した発電設備の設置については、自然公園法に基づく許可に係る環境影響調査を不要とする、あるいは、既往の文献調査や聞き取り調査のみで可とするなど、当該調査の在り方について広く周知することにより、審査手続の透明化を図る。		環境省	-	資料1-No.27

⁽注)これらを含む過去に閣議決定した改革事項に関しては、現在、フォローアップ調査中である(H23.12.1に各省に依頼済)。